

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	市町村に嘱託した介護保険要介護認定調査業務の再委託について
--------	-------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

事業の概要

事業名	介護保険要介護認定調査業務
担当課	介護保険課
目的	認定（要介護状態区分の決定）を行うため
対象者	新宿区の被保険者であって、他の市町村に居住する介護保険要介護・要支援認定に係る新規申請者
事業内容	<p>新宿区の被保険者であって、他の区市町村に居住している者が、新規の介護保険要介護・要支援認定に係る申請（以下「新規申請」という。）を新宿区に行った場合、新宿区は、当該認定に必要な調査（以下「認定調査」という。）を、当該区市町村に嘱託し、又は指定市町村事務受託法人に委託することができる旨が、介護保険法に定められている（※）。</p> <p>当該介護保険法の規定に基づき、新宿区においては、新規申請が行われた場合、当該新規申請に係る処理を迅速かつ的確に行うため、新規申請に係る認定調査を、「他の区市町村」に嘱託し、又は指定市町村事務受託法人に委託している。</p> <p>ただし、「他の区市町村」に嘱託した場合、当該「他の区市町村」が、認定調査を指定市町村事務受託法人に委託している場合も有り得る。</p> <p>このとき、新宿区が「他の区市町村」に認定調査を嘱託することによって、当該認定調査に係る業務が、指定市町村事務受託法人に再委託されることになる。</p> <p>※ 更新及び区分変更申請に係る認定調査については、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター等に委託している。</p> <p>(対象者数)</p> <p>現時点では、実績なし</p>

件名 市町村に嘱託した介護保険要介護認定調査業務の再委託について

保有課 (担当課)	介護保険課
登録業務の名称	介護保険要介護認定調査業務
委託 (再委託) 先	指定市町村事務受託法人
委託 (再委託) に伴い事業者処理させる情報項目 (だれの、どのような項目か)	<p>【認定調査を受ける者に係る情報項目】</p> <p>1 介護保険要介護認定訪問調査依頼書 被保険者番号、被保険者氏名、フリガナ、生年月日、性別、住所、電話番号</p> <p>2 介護保険要介護・要支援認定申請書 (写) 申請者氏名、本人との関係、提出代行者名称、申請者又は提出代行者の住所、被保険者番号、被保険者氏名、フリガナ、生年月日、性別、住所、電話番号、現在いる所、前回の要介護認定の結果 (要介護度・認定有効期間)、現在の病院入院中又は施設入所中の有無、現在の入院先病院名又は入所先の施設名及び所在地</p> <p>3 介護保険要介護・要支援認定申請に伴う連絡事項 (写) 認定調査日程の連絡先 (氏名・本人との続柄・電話番号)、立会希望者 (氏名・本人との続柄・電話番号)、申請の理由、担当ケアマネジャーの情報 (氏名、指定居宅介護支援事業所名、電話番号)、申請者から調査員への連絡事項</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託 (再委託) 理由	認定調査を嘱託した区市町村が、認定調査に係る業務を指定市町村事務受託法人に委託している場合があるため
委託 (再委託) の内容	認定調査
委託 (再委託) の開始時期及び期限	新宿区の被保険者であって、他の区市町村に居住している者が新規申請を新宿区に行った日から (以降継続)
委託 (再委託) にあたり区が行う情報保護対策	<p>1 上記区市町村と嘱託に係る契約を締結するにあたり、別紙「特記事項」を付す。</p> <p>2 必要に応じ、再委託先の指定市町村事務受託法人に区が立ち入り調査を実施する。</p>
受託事業者に行わせる情報保護対策	上記区市町村における「個人情報保護に関する条例」において規定し、適正に管理させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、甲が特別に認める場合には、この限りではない。

(資料等の返還等)

10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。